

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	育児休業代替要員としての派遣労働者の受入れについて
--------	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（派遣労働者の受入れ）

事業の概要

事業名	障害支援区分認定調査等
担当課	障害者福祉課
目的	育児休業中の職員の代替として、障害者福祉課における障害支援区分認定調査等を行う派遣労働者を配置する。
対象者	区民等で障害のある者及びその家族
事業内容	<p>障害者福祉課では、障害福祉サービスの利用を希望する区民から申請を受け、地区担当ケースワーカーが利用希望者の生活や障害の状況、障害福祉サービスの利用意向等について当該利用希望者宅に訪問し、聞き取った内容を障害支援区分判定ソフト内の認定調査票（資料5-1）に入力している。</p> <p>現在、地区担当ケースワーカーが6名おり、約2,000名の障害者（児）の障害福祉サービスの支給決定業務などケースワーク業務を担当している（ケースワーカー1人当たり約330名担当）。</p> <p>そのケースワーカーのうち、1名が育児休業を11月まで取得することになった。そのため、ケースワーカー1人当たりの担当数が約330名から70名程度増えることになる。このような状況を解消するため、派遣労働者1名を受け入れ、障害支援区分認定調査（※）等に係る業務を派遣労働者に担わせることにより、ケースワーカー全体の負担軽減を図る。</p> <p>※障害者総合支援法に基づく障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援を認定する調査をいう。</p>

件名 育児休業代替要員としての派遣労働者の受入れについて

保有課 (担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	障害支援区分認定調査等
派遣労働者に行わせる事務の内容 (どのような仕事をさせるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービスに関する相談補助 2 窓口及び電話での障害福祉に関する総合相談補助 3 障害者居住地での障害支援区分認定調査及びケースワーク補助 4 障害支援区分認定調査により確認した情報を障害支援区分判定ソフト内の認定調査票に入力することなど福祉事務補助
派遣労働者に取扱わせることとなる個人情報の範囲 (だれの、どのような項目か)	<p>【上記各事務に係る障害者 (児) 及び当該障害者 (児) に係る住民票上の世帯員に係る情報項目】</p> <p>住所、氏名、性別、生年月日、相談・助言内容、緊急連絡先、認定調査票に係る各項目 (資料5-1)</p>
派遣事業者の名称	株式会社ヒューマントラスト
派遣労働者を受入れる理由	障害者福祉課のケースワーク業務の担当職員が育児休業となり、業務の性質上、精神保健福祉士、社会福祉士、社会福祉主事任用資格を有し、専門的な業務知識を持つ代替職員が必要となったため
受け入れる労働者の人数	1名
派遣労働者の受入期間	平成30年4月2日から同年11月25日まで
派遣労働者の受入れにあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の段階で個人情報保護に関する内容を仕様書 (資料5-2) に明記する。 2 派遣労働者に個人情報保護条例の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨の誓約書 (資料5-3) を提出させる。 3 派遣労働者の採用時、障害者福祉課で個人情報の保護遵守に関する研修を行うとともに東京都が開催する障害支援区分認定調査員研修 (認定調査実施の方法等) に参加させる。 4 派遣労働者が訪問先で提供された情報は、障害者福祉課内の施錠できるキャビネットに保管させる。